

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田市農業者トレーニングセンターの利用内容の変更の許可		
根拠法令及び条項	蓮田市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例第8条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （利用の許可及び制限）</p> <p>第8条 トレーニングセンターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合はこれをしてはならない。</p> <p>(1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。 (2) 公益を害するおそれのあるとき。 (3) 営利目的をもって催し等を行うおそれのあるとき。 (4) その他管理上支障があると認められるとき。</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○蓮田市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則 （利用許可の申請）</p> <p>第3条 申請者は、前条第1項に規定する予約の決定を受けた後、様式第1号の蓮田市農業者トレーニングセンター利用許可（変更）申請書を市長に提出し、利用の許可を申請しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 申請者が、前条第1項の予約の決定を受けた日から起算して10日以内に前項に規定する利用許可の申請の手続をしないときは、当該予約の申込みは、取り消すものとする。</p> <p>（利用許可）</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の規定による申請に対して利用又は変更の許可をしたときは、申請者に様式第2号の蓮田市農業者トレーニングセンター利用許可書（第8条において「許可書」という。）を交付する。</p>		
	審査基準 設定年月日	令和6年 3月15日	審査基準 最終変更年月日

標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 () <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当) (理由：個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、標準処理期間を定めることは困難であるため)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 自治振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。